

「大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会」規約

(総則)

- 第１条 本規約は、「大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会」（以下「協議会」という）の設置に関する必要な事項を定めるものである。

(目的)

- 第２条 本協議会は、「大橋川改修事業 環境調査最終とりまとめ」（平成 21 年 2 月）に基づき、大橋川改修事業が環境に与える影響の程度、並びに環境保全措置の実現の程度を確認するために必要となるモニタリング計画の策定及びモニタリングの結果、必要に応じて環境保全措置に対して、意見及び助言を行うことを目的とする。

(組織等)

- 第３条 協議会の委員は、出雲河川事務所長が委嘱する。
- ２ 協議会は、別表に掲げる学識経験者及び行政関係者で構成する。
 - ３ 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

- 第４条 協議会に会長を置く。会長は委員間の互選によってこれを定める。
- ２ 会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
 - ３ 会長に事故がある時は、協議会に属する委員のうちから会長が予め指名した委員がその職務を代行する。

(協議会の招集)

- 第５条 協議会は、会長が招集する。
- ２ 協議会は、行政委員を除く委員の 1 / 2 以上の出席をもって成立する。
 - ３ 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
 - ４ 委員の代理出席は認めない。ただし、行政委員についてはこの限りではない。

(公開)

- 第６条 協議会は原則公開とし、公開する情報及び公開の方法については、協議会で定める。

(雑則)

- 第７条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

(事務局)

- 第８条 協議会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。
- ２ 事務局は協議会運営に係る庶務を処理する。

(附則)

- 本規約は、平成 22 年 7 月 26 日より適用する。
- (改正) 平成 22 年 1 月 17 日より適用する。
- (改正) 平成 24 年 7 月 9 日より適用する。
- (改正) 平成 25 年 7 月 17 日より適用する。
- (改正) 平成 26 年 7 月 17 日より適用する。
- (改正) 平成 27 年 7 月 10 日より適用する。
- (改正) 平成 28 年 7 月 22 日より適用する。
- (改正) 平成 29 年 7 月 13 日より適用する。
- (改正) 平成 年 月 日より適用する。

(別表)

【大橋川改修事業に係る環境モニタリング協議会 委員名簿】

〔学識委員〕 11名

氏 名	所 属	専門分野
大谷修司	島根大学 教育学部 教授	プランクトン
梶川勇樹	鳥取大学大学院工学研究科 <u>准教授</u>	河川工学
北村義信	鳥取大学 国際乾燥地研究教育機構 名誉教授	地 下 水
國井秀伸	島根大学 エスチュアリー研究センター 客員教授	植 物
倉田健悟	島根大学 <u>生物資源科学部 環境共生科学科</u> 准教授	底生生物
佐藤仁志	島根大学非常勤講師	鳥 類
清家 泰	島根大学 エスチュアリー研究センター 特任教授	水 質
中村幹雄	元 島根県内水面水産試験場長	魚 介 類
細井由彦	鳥取大学 理事	水 質
道上正規	鳥取大学名誉教授（リバーカウンセラー）	河川工学
淀江賢一郎	元 宍道湖自然館館長	昆 虫 類

〔行政委員〕 8名

役 職
鳥取県 生活環境部 次長
島根県 環境生活部 次長
米子市 <u>市民生活部長</u>
境港市 市民生活部長
松江市 環境保全部長
出雲市 経済環境部 環境担当部長
安来市 市民生活部長
国土交通省 <u>中国地方整備局</u> 出雲河川事務所長

〔オブザーバー〕

役 職
島根県 水産技術センター 内水面浅海部長

〔事務局〕 国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所